

スクールソーシャルワーカーに対する  
スーパービジョン実践の課題と考察  
—福島県会津地方におけるスーパービジョン実践を通して—

木村 淳也

会津大学短期大学部研究紀要 第76号抜刷

2019年3月

## スクールソーシャルワーカーに対する

### スーパービジョン実践の課題と考察

—福島県会津地方におけるスーパービジョン実践を通して—

木村 淳也 \*

【要旨】本稿は、2014年から2018年にかけて筆者が実施した会津地方におけるスーパービジョン実践の概要を整理し考察を交えて報告したものである。本稿では、実践の考察から次の3点を指摘した。

①スーパービジョンの経験を有しないスクールソーシャルワーカーに、スーパービジョンの有用性をどのように伝えること、そして、スーパービジョンの活用主体としての自覚を促すことが重要である。

②クライアントとスクールソーシャルワーカーの「支援関係」と、スーパーバイザーとスクールソーシャルワーカーの「スーパービジョン関係」は常にパラレルな関係であり、スーパービジョン関係の形成過程における様々をも含めた豊かなスーパービジョンを経験することが、スクールソーシャルワーカーとクライアントとの豊かな支援関係の形成においても肯定的に作用すると考えられる。

③スーパービジョンは、ゆらぎの最中にあるスクールソーシャルワーカーとスーパーバイザーがともに時間を過ごすことにより、しなやかに課題に向き合う力を育み、専門性を高め、支援の質を高めるために欠くことのできない営みである。

スーパーバイザーは、スクールソーシャルワーカーと連絡会などの場において関わりを持つことだけにとどまることなく、個別のスーパービジョンを実施することが必要である。今後もスーパービジョン実践と実践の充実に向けたよりよい方策を継続して追及したい。

\* 会津大学短期大学部幼児教育学科准教授

## 1. はじめに

スクールソーシャルワーカーの全国的な活用は、2008年の「スクールソーシャルワーカー活用事業」に端を発している。「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」(以下、事業実施要領)において、事業趣旨は次のように記されている。

「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、教育相談体制を整備する」

教育相談体制整備の一環として「学校」に取り入れられたスクールソーシャルワークは、高齢者福祉や障がい者福祉をはじめとする他のソーシャルワーク実践領域からすれば後発であるものの、これまでの約10年にわたる実践の積み重ねにより、学校教職員はもとより関係機関への認知も次第に進みつつある。取り組みが認知されるのに伴い、学校におけるスクールソーシャルワーカーの存在意義も年々高まりを見せている。

たとえば、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第24号)」において、「スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する」(学校教育法施行規則第65条の3)と記され学校職員に位置づけられたことも、そのひとつである。今後は、ソーシャルワークの専門性を発揮した実践や専門性の向上が、より一層、求められるであろう。

スクールソーシャルワーク領域において、研鑽などを目的とした取り組みとして特筆すべきは、スーパーバイザーの配置と活用である。事業実施要領においては、「スクールソーシャルワーカーの専門性の向上」の文言に並び、スーパーバイザーの配置と活用についても記されている。他のソーシャルワーク実践領域に後れを見せながらも、事業実施要領にスーパーバイザーの配置と活用が盛り込まれている点は、これまでに各領域において培われたソーシャルワーク実践の知見を活かした先駆的な取り組みである。

日本各地におけるスクールソーシャルワーク実践の進展に足並みを揃えるように、学界においてもスクールソーシャルワーク実践に関する知見の蓄積が着々と進んでいる。しかしながら、スーパービジョン実践に限定して言及するならば、知見の蓄積は緒に就いたばかりである(2018年12月現在、*cinii*において4編、鈴木2013、宮嶋2016、徳広2017、加藤2017)。

本稿は、スクールソーシャルワークにおけるスーパービジョン実践に焦点を当てた報告である。スーパーバイザーの全国的な配置状況も示しつつ、2014年から2018年にかけて筆者が実施した会津地方におけるスーパービジョン実践の概要を整理し、考察を交えて報告する。

なお、本文中、引用文献によっては「支援」および「援助」の両方が用いられている。いずれもほぼ同意であるが、昨今のスクールソーシャルワーク領域の動向から判断し、本稿においては「支援」を用いた。

## 2. スーパーバイザーの配置に関する全国的な動向

福島県の事例に触れる前に、全国的なスーパーバイザーの配置状況を確認したい。「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」(教育相談等に関する調査研究協力者会議2017)においては、スーパーバイザーの配置と活用の必要性について以下のように記している。

「SSWの職務及び勤務形態が特殊であるため、同じ専門職による助言・指導を受けることができない場合がある。そのため、課題を抱えた児童生徒に対するアセスメントの妥当性等について助言し、更なる専

門的資質の向上を促すことができる者（スーパーバイザー）を教育委員会に置くことが必要である」<sup>1)</sup>

現在、スクールソーシャルワーカーを配置している全国の都道府県においては、スーパーバイザーの配置についても同様に取り組んでいるところである。しかしながら、「平成 29 年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」（文部科学省 2018）よれば、スクールソーシャルワーカーの配置こそ 47 都道府県のすべてにおいて確認できたものの、スーパーバイザーの配置に限定すれば、未配置の都道府県も複数確認される状況であった。

表 1 スーパーバイザーの配置状況（2017 年）

	都道府県名	配置状況		都道府県名	配置状況		都道府県名	配置状況
1	北海道	6名	17	金沢	○	33	岡山	○
2	青森	×	18	福井	1名	34	広島	×
3	岩手	3名	19	山梨	×	35	山口	○
4	宮城	4名	20	長野	×	36	徳島	○
5	秋田	×	21	岐阜	2名	37	香川	○
6	山形	○	22	静岡	○	38	愛媛	3名
7	福島	○	23	愛知	○	39	高知	4名
8	茨城	○	24	三重	1名	40	福岡	6名
9	栃木	○	25	滋賀	8名	41	佐賀	○
10	群馬	×	26	京都	3名	42	長崎	○
11	埼玉	×	27	大阪	○	43	熊本	○
12	千葉	×	28	兵庫	○	44	大分	×
13	東京都	○	29	奈良	1名	45	宮崎	1名
14	神奈川	2名	30	和歌山	2名	46	鹿児島	3名
15	新潟	1名	31	鳥取	○	47	沖縄	×
16	富山	○	32	島根	2名			

（平成 29 年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集を基に筆者作成）

表 1 は、2017 年現在の全国の都道府県におけるスーパーバイザーの配置状況である。配置人数が確認できた場合は人数を表記し、確認できない場合は「○」を表記した。配置されてない場合は「×」とした。スーパーバイザーは、38 都道府県の配置にとどまり、未配置の都道府県も確認される状況であったが、2010 年（門田ら 2014）の 17 都道府県、2015 年（徳広 2017）の 28 都道府県から比較すれば、スーパービジョン体制の充実が着実に図られつつあるといえよう。

スーパーバイザーの配置が進展する一方、配置に関してはいくつかの課題も見受けられた。たとえば、スーパーバイザーの配置こそされてはいるが、その役割は年に数回の会合などにおける助言指導にとどまる場合が見受けられる、あるいは、社会福祉士や精神保健福祉士などのソーシャルワーク関連の国家資格を所持していない者がスーパーバイザーである場合が見受けられるなどである。人的配置こそ徐々に整いつつあるが、先行研究において指摘された課題の解決には至っていない（徳広 2017 の指摘にもあるが、現在も違いは見られない）。

### 3. 福島県および会津地方におけるスクールソーシャルワーカーとスーパーバイザーの概要

#### (1) 福島県におけるスクールソーシャルワーカーの概要

福島県は、2008年の「スクールソーシャルワーカー活用事業」開始期からスクールソーシャルワーカーを配置してきた。以降、2011年3月の東日本大震災を経て、2011年7月に「スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業」へ、さらに緊急派遣事業開始から7年を経て、2018年4月には「スクールソーシャルワーカー派遣事業」へと事業名称を変更しつつも、2018年に至るまで配置は継続されており、事業開始から約10年が経過した。

当初は4名の配置(鈴木 2018)であった福島県のスクールソーシャルワーカーも、2018年現在、福島県内7教育事務所および全県の各市町村教育委員会において延べ50名超(複数市町村兼務者含む)が配置されるに至っている。

#### (2) 会津地方におけるスクールソーシャルワーカーの概要

東京都の約1.4倍の面積を有する広大な会津地方は、13市町村からなる「会津」、4町村からなる「南会津」の二つの地域により構成される。会津地方の配置は次のとおりである。会津教育事務所域内および南会津教育事務所域内(以下、域内)には、県立学校および域内の広域市町村対応を担当する5名のスクールソーシャルワーカーが配置されている。また、域内の各市町村教育委員会には、小学校および中学校を担当する10名のスクールソーシャルワーカーが配置されており、会津地方においては計15名(複数市町村兼務者含む)のスクールソーシャルワーカーが配置されている。配置形態は、派遣型(教育委員会に配置され、学校からの要請に応じて活動する)が中心である。

内訳は、女性9名、男性1名であり、年齢は30代から60代である。現職に至るキャリアは各々多様であるが、主に他領域の福祉職を経験後、スクールソーシャルワーカーとして活動している。10名中8名が、ソーシャルワーク関連の国家資格を所持している。他2名も対人サービスの経験者である。スクールソーシャルワーカーのキャリアは約3年から約10年と幅があるものの、定期的開催される域内の連絡会の他、職能団体の研修にも積極的に参加するなど日々研鑽している。

#### (3) 福島県および会津地方におけるスーパーバイザーの概要

スクールソーシャルワーカーの配置に合わせ、県北、県中、県南、いわき、会津に各1名、計5名のスーパーバイザーが配置されている。各地に1名配置されているが、担当は完全固定ではない。県内であれば何処でも対応が可能な柔軟な配置としている。内訳は、女性2名、男性3名である。4名が大学教員、1名が職能団体の長である。福島県内在住が3名、県外在住が2名である。

スーパーバイザーの配置に関しては、「スーパーバイザーを教育委員会・学校等に配置し、スクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・援助を実施する」(事業実施要領 2017)、あるいは、「大学教員など5名にスーパーバイザーを委嘱し、推進連絡協議会や地区別連絡会における助言指導及び、市町村や学校訪問による個別支援、スーパービジョンを行います」(福島県スクールソーシャルワーク実践ガイドブック 2018)などと記されている。

筆者は、会津地方を主に担当するスーパーバイザーとして、毎月開催される「会津域内連絡会」、隔月開催される「南会津域内連絡会」、年二回開催の「会津・南会津合同連絡会」など(以下、各連絡会)に出席し、必要に応じて助言指導を行っている。各連絡会は、1回2時間程度を目安に開催されており、スクールソーシャルワーカーの活動報告や情報交換を行いながらも、研鑽の場としての性格も有している。年度当初の各連絡会において年間計画を立て、各連絡会においてテーマに沿った事例検討などの場にもなっている。

#### 4. 会津地方におけるスーパービジョンについて

##### (1) スーパーバイザーについて

筆者は、男性、47歳。社会福祉士。2011年より福島県会津若松市に居住して8年目である。ソーシャルワークを専門としており、短期大学でソーシャルワーク論などを担当している。2014年から福島県のスクールソーシャルワークに関わりを持ち、会津地方のスクールソーシャルワーカーに対するスーパービジョンを主に担当している。

##### (2) スーパーバイジーについて

2014年度より2018年の約5年間において筆者と関わりがあった会津地方のスクールソーシャルワーカーは、退職や採用を含み計11名であった（1名退職、1名採用のため、現任者は10名）。

うち、筆者と個別にスーパービジョンを実施した者は、9名であった。

##### (3) スーパービジョンについて

筆者は、各連絡会における助言指導の他に、会津地方における個別のスーパービジョンを重視した実践を展開している。

スーパービジョン開始までの流れは次のようである。2014年、スーパーバイザーとして着任後、各連絡会の場を利用して、筆者が実施するスーパービジョンの特徴を紹介した。その後、筆者とのスーパービジョンを希望する者の申し出により実施予定を調整した。予定の調整は、電子メールや電話、または、各連絡会などにおいて対面した際に取り交わした。スクールソーシャルワーカーの希望に応じて予定が組まれたため、数か月に一度の者もあれば、隔月や毎月など、回数や間隔が各々のスクールソーシャルワーカーにより異なる結果となった。

1回のスーパービジョンは、概ね2～3時間程度であった。場所は、筆者がスクールソーシャルワーカーの勤務地に出向く形を基本にしながら、希望に応じて筆者の所属先である短期大学の研究室で行う場合もあった。場所や時間は、スクールソーシャルワーカーの希望に極力沿うようにした。

尾崎（1997）は、ソーシャルワーカーが本来備えている「自然発生的な自然体」に注目し、「ソーシャルワーカーが自分の「自然発生的な自然体」を吟味することは、支援の専門性を高める重要な鍵となり、支援の硬直化や混乱を防ぐ出発点であること。ソーシャルワーカーが「自分に働きかける」ことを通して、「自覚した自然体」あるいは「吟味した自然体」を獲得することは、クライアントが自分や自己や現実を多面的に捉え、それらを柔軟に検討するプロセスを支援する技術を獲得することである」と述べている。

スーパービジョンの実際は、スクールソーシャルワーカーの抱える課題に対応することはもちろん、「自然発生的な自然体」に着目したスーパービジョンを念頭に置きながら、スクールソーシャルワーカーがスーパーバイザーに受容され、傾聴され、理解される体験を重視し、側面的にスクールソーシャルワーカーの活動を支える支持的なスーパービジョンを意図した実践とした。

##### (4) 会津地方におけるスーパービジョンの実施実績

表2は、筆者が会津地方において、2014年4月から2018年12月までの約5年間にて実施したスーパービジョンの実績である（各連絡会などにおける助言指導や会津地方以外のソーシャルワーカーに対するスーパービジョンは除く）。

バイジー（スーパーバイジー）欄は、スクールソーシャルワーカーAからIを指す。実施間隔の長い者もいれば、毎月定期的に実施している者もいることがわかる。なお、複数名の場合もあるが、各連絡会などの助言指導

とは異なり、個別の話題を掘り下げ時間をかけたことから個別のスーパービジョンとして扱った。

実施回数は、開始初年の2014年は0回であった。2015年は3回、2016年は12回、2017年は21回、2018年は30回(12月現在)であった。2014年からの実施回数は合計66回であった。

表2 会津地方における個別スーパービジョン実施実績

回	年	月	日	スーパーバイジー	回	年	月	日	スーパーバイジー	回	年	月	日	スーパーバイジー
1	2015	6	15	BDE	23	2017	6	15	H	45	2018	4	24	AF
2	2015	7	13	BDE	24	2017	7	6	H	46	2018	5	15	JK
3	2015	9	14	BDE	25	2017	8	10	H	47	2018	5	18	A
4	2016	5	12	B	26	2017	9	1	F	48	2018	5	22	E
5	2016	6	2	H	27	2017	9	7	H	49	2018	5	24	H
6	2016	7	5	H	28	2017	9	21	A	50	2018	5	25	I
7	2016	7	8	AC	29	2017	10	6	H	51	2018	5	29	B
8	2016	7	19	D	30	2017	10	12	G	52	2018	6	14	A
9	2016	8	25	H	31	2017	10	20	C	53	2018	6	18	E
10	2016	9	21	H	32	2017	11	7	H	54	2018	6	22	H
11	2016	10	14	H	33	2017	11	30	D	55	2018	7	20	B
12	2016	11	8	AC	34	2017	12	14	C	56	2018	7	20	I
13	2016	11	18	H	35	2017	12	14	H	57	2018	7	24	G
14	2016	11	28	B	36	2017	12	19	B	58	2018	7	24	H
15	2016	12	19	H	37	2018	1	23	A	59	2018	7	27	A
16	2017	1	20	H	38	2018	1	26	H	60	2018	8	31	F
17	2017	2	16	H	39	2018	2	6	F	61	2018	9	14	H
18	2017	3	15	H	40	2018	2	6	AC	62	2018	10	15	F
19	2017	4	13	H	41	2018	2	7	B	63	2018	10	18	H
20	2017	4	21	A	42	2018	2	9	H	64	2018	11	29	H
21	2017	5	11	H	43	2018	3	8	H	65	2018	12	3	B
22	2017	6	1	A	44	2018	4	19	H	66	2018	12	10	E

(実績に基づき筆者作成)

2018年は、30回の実施であったが、筆者の実施スケジュールとしては限界に近い。筆者の場合、短期大学に本務を持っており、本務の遂行に支障をきたすことは避けなければならない。本務の状況を考慮しながら予定を組まざるを得ない事情があったため、スクールソーシャルワーカーが希望していたスーパービジョンの要請に十分応えることができなかった。さらには、個別のスーパービジョンに加えて、会津域内および南会津域内で行われる各連絡会の年間20回程度を加えると、個別のスーパービジョンの実施は30回程度がスケジュール上の限界であり、限られた回数においてより効果的な実践の方策を検討する必要がある。

表2においては、Hをスーパーバイジーとしたスーパービジョンが計28回と突出しているが、Hとのスーパービジョンは、表3に示したように2016年7月からほぼ毎月行われているためである。

Hが所属する教育委員会にはGとHの2名が配置されており、Hは2016年当時、初任者であった。Hは、ソーシャルワーク関連の国家資格を所持せず、ソーシャルワーク業務経験も無かったため、ボディを組む熟達者G(キャリア約10年)と初任者Hの意向により、育成を目的として開始されたスーパービジョンである。Hも

2018年にはスクールソーシャルワーカー着任から3年目を迎えたが、2018年12月現在も本人の意向により継続中である。

表3 Hに対する個別スーパービジョン実施実績

回	年	月	日	回	年	月	日	回	年	月	日
1	2015	5	27	16	2017	9	7	21	2018	2	9
2	2016	7	5	17	2017	10	6	22	2018	3	6
3	2016	9	21	18	2017	11	7	23	2018	4	19
4	2016	8	26	19	2017	12	14	24	2018	5	24
5	2016	10	24	20	2018	1	26	25	2018	6	22
6	2016	11	18	11	2017	4	13	26	2018	7	19
7	2016	12	19	12	2017	5	11	27	2018	9	14
8	2017	1	20	13	2017	6	15	28	2018	10	18
9	2017	2	16	14	2017	7	6	29	2018	11	29
10	2017	3	15	15	2017	8	10				

(実績に基づき筆者作成)

## 5. 課題と考察

### (1) スクールソーシャルワーカーのスーパービジョン観

スクールソーシャルワークは、2008年の「スクールソーシャルワーカー活用事業」開始期からスーパーバイザーの配置について通知文書などに記すなど、他領域に先駆けた取り組みとして現在に至る。スーパービジョン体制の確立は、スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるためにも好ましい試みである。

しかし、スクールソーシャルワーカー側からすれば、これまでにスーパービジョンを受けた経験を持ち合わせた者は少なく、その経験は医療ソーシャルワーカーの就労経験を持つ者など一部に限定された。そのため、特に開始当初は、スーパービジョンの有用性に懐疑的な者やスーパービジョンに対して不安を抱く者など、スーパービジョンやスーパーバイザーとの「付き合い方」に戸惑うスクールソーシャルワーカーも散見された。スクールソーシャルワーカーの戸惑いは、自らがスーパーバイザー活用の主体としての認識を持つことを阻み、筆者がスーパーバイザーに着任してからしばらく、スーパービジョンの積極的活用に繋がることはなかった。

スーパービジョンに対する認識をネガティブなものからポジティブなものへと劇的に変化させる効果的な方法などは筆者の知る限りにおいて特に存在しない。認識をどのように変化させることができるのか、筆者自身の試行錯誤が続いた。

スーパービジョンに対する数々の誤解を解くためには、スーパービジョンがスクールソーシャルワーカーにとってポジティブな取り組みであることを示す必要があり、数少ない実践を積み重ねることの他に方法はなかった。実践の継続により、会津地方のスクールソーシャルワーカーの理解は徐々に深まったが、定着までには2年ほどの期間を要した。

このことはつまり、定着に至る数年間、会津地方のスクールソーシャルワーカーは、スーパービジョンの機会もなく活動せざるを得ず、スーパーバイザーの支援なく実践に向き合ってきたことを意味する。筆者の意向として、スクールソーシャルワーカーが主体的にスーパービジョンを活用することを重視していたとはいえ、スー



パーバイザーとして十分に機能することができなかつた点は反省しなければならない。

スーパービジョンの経験を有しないスクールソーシャルワーカーに、スーパービジョンの有用性をどのように伝えることができるのか、そして、スーパービジョンの活用主体としての自覚を促すことができるのかについては、今後検討を要する重要な課題である。

## (2) ソーシャルワークにおける支援関係とスーパービジョン関係

スーパーバイザーの活用が浸透しなかつた理由として、先に挙げたスーパービジョンに対する誤解も一因といえるが、それだけにとどまらず、スーパーバイザーとの信頼関係の形成も一因であると考えられる。

会津地方において筆者が実施したスーパービジョンのスタイルは、先述した通りである。業務としてなかば強制的にスーパービジョンの場を設けるのではなく、スクールソーシャルワーカーが主体的に場を設定するという仕組みを意図したことも信頼関係の形成に影響したと考えられる。当初は、どのような人がスーパーバイザーで、その人は何ができる人なのか。また、その人と関わると何が起きるのかについて、スクールソーシャルワーカー各々は知る由もなく、「よくわからない人によくわからないことをされそうなスーパービジョンなど依頼しない／したくない／できない」のは自然な結果であるといえよう。

2018年現在のように、会津地方においてスーパービジョンが活発に展開されるまでの期間は、スクールソーシャルワーカーが支援の中で抱える「不安」や「弱み」を「開く」相手として、筆者が適任者であるかどうか見極めの期間であったともいえよう。筆者とのスーパービジョンを経験した幾人かのスクールソーシャルワーカーからの「口コミ」を通して、「スーパービジョンは怖くない」「あのスーパーバイザーは大丈夫そうだ」というメッセージが、緩やかに他のスクールソーシャルワーカーへ浸透したのではないかと考えている。そして、年を重ねるごとにスーパービジョンが多く実施されるに至った理由の一つは、見極めの期間を経てスクールソーシャルワーカーとスーパーバイザーとの間に信頼関係が芽生え育ったことにあるといえるであろう。

筆者は、スーパービジョン活用までの経過も含めたスクールソーシャルワーカー自身の体験が、クライアントとの支援関係の形成に肯定的な影響を与えるものと考えている。クライアントがスクールソーシャルワーカーに自分の生活課題を含めた「不安」を「開く」にためは、スクールソーシャルワーカーとクライアントの「支援関係の形成」が重要であることはここに述べるまでもない。

クライアントとスクールソーシャルワーカーの支援関係の形成過程も、スクールソーシャルワーカーとスーパーバイザーの間で展開されるスーパービジョン関係の形成過程と同様に考えることができるであろう。スクールソーシャルワーカーがスーパーバイザーに対して「不安」を「開く」ためには、スーパーバイザーとスクールソーシャルワーカーの「スーパービジョン関係の形成」が極めて重要であるからである。つまり、両者の関係は常にパラレルな関係であるといってもよい。

筆者の場合、スーパービジョン関係の形成に至るまで時間がかかりすぎてしまった点について考慮する必要がある。しかし、スーパービジョン関係の形成過程における様々をも含めた豊かなスーパービジョンを経験することは、スクールソーシャルワーカーとクライアントとの豊かな支援関係の形成においても肯定的に作用すると考えられるため、経過した時間は決して無駄ではないと考えている。

## (3) 個別のスーパービジョンの重要性

ソーシャルワーク実践において、スクールソーシャルワーカーは支援過程で多くのジレンマと出会い、何かしらの判断を常に求められ続ける。ソーシャルワークは、その支援過程において、スクールソーシャルワーカー自身が自分の考え方や価値観と向き合い続けなければならない活動でもある。自分の考え方や価値観と向き合うこ

とを通してスクールソーシャルワーカーの専門性は徐々に育まれ磨かれることになるといえるが、同時に、大変苦しい経験でもあるといえる。

そもそもスクールソーシャルワーカーの活動は、児童生徒の最善の利益を保障するためにある。その活動範囲は学校内にとどまることなく、児童生徒の生活する場すべてにおよぶ。活動範囲が広範であるのは、児童生徒が抱える課題、児童生徒の保護者や地域が抱える課題、そして、学校が抱える課題などのいずれにも対応することを時として要するからである。幾多の課題に対応するために、一日をデスク前などの定位置で過ごすことは基本的になく、あらゆる場所や時間を縦横無尽に活動する。そして、多くの場合、バディを組むことはない単独活動が主である。

もちろん、相談相手となるスクールソーシャルワーカー仲間の存在もあり、定期的に連絡会などの機会も設けられてはいるが、スクールソーシャルワーカー各々が単独の活動を基本としているため、自分の考え方や価値観を点検するためだけの機会や余裕は通常ほとんどないのが現状である。

筆者のこれまでのスーパービジョン実践は、スクールソーシャルワーカーの抱える課題に対応することはもちろん、「自然発生的な自然体」に着目したスーパービジョンを念頭に置きながら、スクールソーシャルワーカーがスーパーバイザーに受容され、傾聴され、理解される体験を重視し、側面的にスクールソーシャルワーカーの活動を支える支持的なスーパービジョンを意図してきた。これはつまり、スクールソーシャルワーカーのストレングスに着目し、エンパワメントしようとするスーパービジョンである。

支持的なスーパービジョンを意図してきたのは、知識と技術の習得だけでは堪え切れない現場の過酷さを承知して故のことである。児童生徒本人はもちろん、保健医療福祉の専門職や学校関係者から保護者に至るまで、登場人物が実に豊かな現場において、スクールソーシャルワーカーは多くの考え方や価値観に出会う。その結果、時には、判断を一度保留し、立ち止まり、悩み、ゆらぐ経験をする。筆者は、このような状況においてこそ、自分の考え方や価値観と誠実に向き合い、自分で状況を切り開く力を涵養することが、スーパービジョンにおいて重要な仕事であると考えている。

つまり、スーパービジョンは、スーパーバイザーがゆらぎを体験しているスクールソーシャルワーカーと時間を共に過ごすことにより、しなやかに課題に向き合う力を育み、専門性を高め、支援の質を高めるために欠くことのできない営みである。そのためにもスーパーバイザーは、スクールソーシャルワーカーと連絡会などの場において関わりを持つことだけにとどまることなく、個別のスーパービジョンを実施することが重要である。

## 6. おわりに

スクールソーシャルワーク領域におけるスーパービジョンについて、スーパーバイザーの全国的な動向を概観したうえで、会津地方における実践の一部を報告した。紙幅の関係もあり、スーパービジョンの詳細にまで至らず概要の報告にとどめたが、個別のスーパービジョンの具体については、より詳細な事例研究が必要であると考えている。

福島県では、2011年の東日本大震災以降、不登校児童生徒の増加が報告されている。いじめ、暴力などの問題行動、子どもの貧困、子ども虐待などを含めれば、当該児童生徒が置かれる日々の状況は想像以上に過酷であろう。当該児童生徒を含めたすべての児童生徒の最善の利益をどのように保障していくことができるのか、それは、スクールソーシャルワーカーのみならず、学校教職員をはじめ、多くの関係機関や関係者にとっても喫緊の課題である。

スクールソーシャルワーカーがどの程度、課題の解決・軽減に寄与できるのか、今後の活動が注視されている現在、筆者にできる間接的支援であるスーパービジョン実践と実践の充実に向けたよりよい方策を今後も継続

して追及したい。

## 注

1) SSW はスクールソーシャルワーカーを意味する略語である。引用文献において略語を用いる例が見受けられたが、本稿においては「スクールソーシャルワーカー」に表記を統一した。

## 参考文献

尾崎新 (1997) 『対人援助の技法』誠信書房。

尾崎新・志村道代・西脇千佳 (2006) 「グループ・スーパービジョンという経験ーバイジーとバイザー, 双方の経験に注目してー」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』8, 55-70.

加藤由衣 (2017) 「省察的实践を促進するスーパービジョン機能の検討ースクールソーシャルワーク実践に特化してー」『高知県立大学紀要社会福祉学部編』第67巻, 57-71.

門田光司・鈴木庸裕・半羽利美佳・比嘉昌哉・大門俊樹・奥村賢一 (2014) 『スクールソーシャルワーカーのスーパービジョン研究』科学研究費 基盤研究 B 「スクールソーシャルワーカーの専門性向上のためのスーパービジョン・プログラムの開発」。

木村淳也 (2014) 「福島県における生活支援相談員に対するスーパービジョン実践と課題」『会津大学短期大学部研究紀要』第71号, 61-78.

教育相談等に関する調査研究協力者会議 (2017) 『児童生徒の教育相談の充実についてー学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくりー (報告)』

<[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1381051\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1381051_2.pdf)>2018年12月19日最終アクセス。

後藤広史・木村淳也・新井浩道・長沼葉月・本多勇・木下大生 (2017) 『ソーシャルワーカーのジリツ』生活書院。

鈴木庸裕・鹿島丈夫・宮地さつき (2010) 「福島県におけるスクールソーシャルワーカーの実践」『福島大学総合教育研究センター紀要』9号, 1-8.

鈴木庸裕 (2013) 「スクールソーシャルワーカーの業務とスーパービジョンートロント市におけるメンタルヘルス課題への取り組みからー」『人間発達文化学類論集』第18号, 31-46.

鈴木庸裕 (2018) 「東北各県の学校ソーシャルワークの現況 (福島県)」『東北の学校ソーシャルワーク』第7号, 31-32.

高石啓人 (2018) 「スクールソーシャルワーカー法制化をめぐる課題と展望」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』63, 91-108.

土屋佳子・鈴木庸裕 (2013) 「スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業における実践と課題」『福島大学総合教育研究センター紀要』14号, 15-22.

徳広 圭子 (2017) 「スクールソーシャルワークにおけるスーパービジョンに関する研究: より効果的な教育相談をめざして」『岐阜聖徳学園大学教育実践科学研究センター紀要』17, 321-328.

中島佳子 (2017) 「A 県内のスクールソーシャルワーカー配置の現状と課題について」『佐野短期大学研究紀要』28号, 25-36.

福島県教育委員会 (2018) 『福島県スクールソーシャルワーク実践ガイドブック』福島県教育委員会義務教育課 <<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/290247.pdf>>2019年1月7日アクセス。

- 福島県教育委員会 (2018) 『頑張る学校応援プラン～ふくしまの挑戦と戦略～』 福島県教育委員会  
<[https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/ife/328051\\_798458\\_misc.pdf](https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/ife/328051_798458_misc.pdf)>2019年1月7日アクセス.
- 福山和女編著 (2005) 『ソーシャルワークのスーパービジョン-人の理解の探究-』 ミネルヴァ書房.
- 一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟監修 (2015) 「ソーシャルワーク・スーパービジョン論」 中央法規.
- 福山和女・渡部律子・小原真知子・浅野正嗣・佐原まち子 編著 (2018) 『保健・医療・福祉専門職のためのスーパービジョン-支援の質を高める手法の理論と実際-』 ミネルヴァ書房.
- 宮嶋淳 (2016) 「スクールソーシャルワーク・スーパービジョン・システムに関する実証的研究」 『中部学院大学・中部学院短期大学部教育実践研究』 1, 189-198.
- 文部科学省 (2018) 「平成 29 年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」 文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_icsFiles/afeldfile/2018/11/09/1410232\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afeldfile/2018/11/09/1410232_001.pdf)>2018年12月19日アクセス.
- 文部科学省 (2018) 「平成 29 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」 文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/30/10/\\_icsFiles/afeldfile/2018/10/25/1410392\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/10/_icsFiles/afeldfile/2018/10/25/1410392_1.pdf)>2018年12月27日アクセス.
- 文部科学省 (2017) 「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等」  
<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_icsFiles/afeldfile/2017/11/17/1398120\\_4.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afeldfile/2017/11/17/1398120_4.pdf)>2018年12月19日アクセス.

